

電波法関係審査基準に対する意見を踏まえた修正箇所

新	旧
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 略〕 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 〔(1)～(15) 略〕 (16) 携帯無線通信を行う無線局等（26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。） ア 用語の意義 本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。 〔(ア)～(ネ) 略〕 〔ノ〕 「同期」 <u>送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。</u> 〔イ～サ 略〕 シ 他の無線局との干渉調整等 〔(ア)～(チ) 略〕 〔ツ〕 <u>25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局又は陸上移動中継局にあっては、27.0GHz を超え 28.2GHz 以下又は 29.1GHz を超え 29.5GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局の免許人との間において、同期の確保について調整を行い、その合意がなされているものであること。</u> 〔ス～タ 略〕 〔2・3 略〕 4 その他 (21) 26GHz 帯（25.8GHz を超え 26.2GHz 以下及び 26.8GHz を超え 27GHz 以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。） 〔ア 略〕 イ 25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の無線局 〔(ア)～(ケ) 略〕	別紙 2 〔同左〕 〔第 1 同左〕 第 2 〔同左〕 1 〔同左〕 〔(1)～(15) 同左〕 (16) 〔同左〕 ア 〔同左〕 〔同左〕 〔(ア)～(ネ) 同左〕 〔新設〕 〔イ～サ 同左〕 シ 〔同左〕 〔(ア)～(チ) 同左〕 〔新設〕 〔ス～タ 同左〕 〔2・3 同左〕 4 その他 (21) 〔同左〕 〔ア 同左〕 イ 〔同左〕 〔(ア)～(ケ) 同左〕

